

令和7年度 洲本市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和7年11月14日（金）午前10時00分から午前12時00分
開催場所	洲本市役所 本庁舎3階 301会議室
出席委員	委員 富本 和路（弁護士） 委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 真野 陽一（税理士）
事務局	財政課
関係課	下水道課、建設課、地域生活課、商工観光課、子ども子育て課、生涯学習課
議事概要	<p>1.開会 財務部長あいさつ</p> <p>2.入札・契約制度改正概要について</p> <p>3.審議対象期間における入札及び契約状況概要について</p> <p>4.議事案件 抽出案件に係る入札及び契約手続き等の審議</p> <p>5.その他</p> <p>6.閉会</p>
審議対象期間	令和7年1月1日から令和7年9月30日
対象件数	
制限付一般競争入札	22件
指名競争入札	310件
随意契約（見積合わせ）	145件
随意契約（1者随契）	596件
抽出件数	
制限付一般競争入札	1件
指名競争入札	3件
随意契約（見積合わせ）	0件
随意契約（1者随契）	2件
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

## 委員からの質問・意見及びそれに対する回答

No.	質問・意見	回答
1	<p>案件名：洲本汚水幹線管渠埋設その4工事 制限付一般競争入札 下水道課発注</p> <p>・最低制限価格での落札ですが、入札業者側からみて、本件最低制限価格を見積ることの容易性について、見解を述べてください。</p> <p>・入札執行日より過去3事業年度で同課の入札案件(洲本汚水幹線管渠埋設その1~3工事を含む)で、当案件の落札業者が最低制限価格かつクジ引きなしで落札した事案の有無（有った場合はその件数）について述べてください。</p> <p>・令和5年度から下水道課に在籍している職員で、最低制限価格を知りえる職員はいますか。</p> <p>・最低制限価格同額での落札はよくあることなのか減多にないですか。下水道課として注視すべき案件にあたるのか心象も含めてお答えください。</p> <p>・3者が近い金額（数万円の差）での応札であり上記の説明については納得いたします。そのうえで、金額が近い他2者が過去3年間で同様のくじ引きなしで最低制限価格同額で落札した案件はありますか。他社でも同様の案件があれば、競争しているという見方が客観的にできると思います。</p> <p>・次回委員会では最低制限価格同額かつ、くじ引きある場合とない場合の一覧表を提示いただきたい。本案件に限らず、市全体の状況を把握できればと思います。</p> <p>・最低制限価格以下で応札している業者もあるが、これはどういうことでしょうか。また最低制限価格以下の応札は失格ということであるが、業者としてはその価格で施工可能と判断しているのではないかですか。</p> <p>・本件については、担当課の説明に疑義はないと判断します。</p>	<p>・県の積算基準及び積算単価に基づき積算し、単価、歩掛が公表されておりそれを積み上げると工事価格となります。また最低制限価格の算出方法については、当市財政課ホームページにて公表されております。今回の工事については、特殊な工事内容ではなく、標準的な土木工事であり容易に積算が可能であるため、同額で積算が可能となります。</p> <p>・当業者は下水道工事として、令和4年度2件、令和5年度4件、令和6年度1件の申し込みがあり、その内ご質問の案件が令和5年度に1件あります。工事内容は桑間地区の雨水管渠埋設工事で、一般的な土木工事であり容易に積算可能であります。</p> <p>・設計金額を知りえる立場の職員は3人います。</p> <p>・積算基準、単価、最低制限価格算出方法等は広く公表されているため、過去にも同様の複数者同額、くじ引きによる落札はあります。最低制限価格同額落札については、特に違和感はありません。</p> <p>・令和5年度に他1者が最低制限価格同額で落札した案件があります。</p> <p>・令和6年度以降の工事・委託業務について提示いたします。</p> <p>・応札額については、積算したうえで最低制限価格を算出します。この積算時点で積算誤りかと判断します。最低制限価格については、ダンピング防止、建設業界からの要望に基づき国の基準に合わせて設定しています。</p>

No.	質問・意見	回答
2	<p>案件名：白巣線2号橋橋梁補修工事</p> <p>指名競争入札 建設課発注</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札取止めとなった原因について、見解を述べてください。</li> <li>・その後の経過、再入札の実施について述べてください。</li> <li>・今後の入札条件の設定について、改善点がないか、見解を述べてください。</li> <li>・入札の取止めの判断について教えてください。</li> <li>・今回のような違算による入札取り止めは年に何回ありますか。</li> <li>・業者からの指摘内容を教えてください。</li> <li>・ミスを完全になくすることは難しいですが、チェック体制の強化を検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者からの質問により積算時の施工単価算出誤りによる違算が判明しました。</li> <li>・入札取り止め後、正しい積算を行い令和7年2月に再入札実施、令和7年5月に工事完成しております。</li> <li>・設計者、積算者が情報共有を綿密に行い、精査時の確認を十分に行います。</li> <li>・今回のように違算については、内容精査含めて、担当課と協議のうえ判断しています。軽微なもので応札業者が積算を誤らないような内容であれば、入札を続行し、契約後に設計変更対応もあります。</li> <li>・この1件のみです。</li> <li>・金抜き設計書（工事内訳書）をもとに、積算数量の指摘を受け、積算誤りに気づきました。</li> </ul>
3	<p>案件名：洲本市五色地域市有地除草等業務委託</p> <p>指名競争入札 地域生活課発注</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格での落札ですが、入札業者側からみて、本件最低制限価格を見積もることの容易性について、見解を述べてください。</li> <li>・入札執行日より過去3事業年度で同課の入札案件で、当案件の落札業者が最低制限価格かつクジ引きなしで落札した事案の有無（有った場合はその件数）について述べてください。</li> <li>・積算システムの単価は、予め登録されていて自動更新されるのですか。</li> <li>・建設業者も同様のシステムを使用し積算しているのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の積算基準に基づき積算し、単価、歩掛が公表されておりそれを積み上げると工事価格となります。公表データが登録された積算システムにて算出しており、業者も公表データをもとに類似の市販積算システムを使用し、設計額の算出は容易かと判断します。</li> <li>・過去3事業年度にご質問の案件はありません。</li> <li>・ご質問のとおりで、担当課としては積算項目と数量を入力するだけです。</li> <li>・市販の類似システムを使用しています。</li> </ul>

No.	質問・意見	回答
	<p>・応札金額が2極化している理由は想定できますか。最低制限価格前後の応札と予定価格前後の応札に分かれています。</p> <p>・除草業務については毎年行う業務であり、過去にも最低制限価格同額落札はありますか。</p> <p>・担当者の当課での経験年数は。</p> <p>・過去にも同業者が最低制限価格同額でくじ引きなしの落札があれば恣意性を拭えないが、今回のみであれば問題ないかと判断します。ただし、今回が初めて同額応札で特異という見方をすれば今後も引き続き注視してはどうかと思います。</p>	<p>・担当課としては、積算基準に基づき積算し、発注しているだけで業者の意図までは分かりません。推測になりますが、今回の案件を落札する気はないが応札した実績を残すための意図があるのではないかと思います。</p> <p>・最低制限価格に近い落札はありますが、同額落札はないと思います。</p> <p>・1年目です。</p>
4	<p>案件名：洲本アルチザンスクエア高圧受電設備更新工事</p> <p>指名競争入札 商工観光課</p> <p>・入札不調となった原因や評価について、見解を述べてください。</p> <p>・その後の経過、再入札の実施について述べてください。</p> <p>・今後の入札条件の設定について、改善点がないか、見解を述べてください。</p> <p>・基準改正は入札前に把握できなかったということですか。</p> <p>・各業者は新製品に変更になり価格が上昇するという情報を得ていたということですか。</p> <p>・市の設計時点で販売店やメーカーに問い合わせしていますか。</p> <p>・参考見積は複数者取られていますか。</p> <p>・市の設計時期と業者の見積時期の1~2カ月の差での価格変更という特殊な事例ということでしょうか。</p>	<p>・更新予定製品について省エネ基準改正により現行製品が生産終了となりました。入札時点では令和7年9月まで受注可能とメーカーから連絡を受けており入札を進めました。しかし生産終了が間近ということで全国的に現行製品の受注が増え、急遽受注停止という状況になりました。新基準の設備価格、販売等の詳細は不明なため応札額が高額となり予定価格に達せず不調となっております。</p> <p>・令和7年度内の納入は見込めないため、新基準製品の納入可能時期を確認のうえ、入札を令和8年度に行います。</p> <p>・製品の生産状況等の把握に努めます。</p> <p>・令和8年度に基準改正の情報は得ていたが、令和7年9月末までは現行製品受注可能と確認していました。</p> <p>・入札期間内に製品メーカーへ問い合わせし、予測であるが価格が概ね2倍になるという情報を得て応札したということを、後日応札業者から聞いております。</p> <p>・設計時点では、市内業者から参考見積を徴取し、納品可能であることを確認しています。</p> <p>・4者から取っています。</p> <p>・前倒しで急遽受注停止となった特殊事例です。</p>

No.	質問・意見	回答
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ではコントロールできない事情であるということがよくわかりました。</li> <li>・設備の更新の判断はどうされてますか。</li> <li>・今回の更新については製品が新しくなる時期が偶然に重なったのか、新製品になれば価格が上がることを見越しての判断なのかどちらでしょうか。</li> <li>・更新時期が市場に左右されたものであれば問題ありかと思いますが、経年劣化による更新であれば問題ないと判断します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備点検により報告を受け、その後予算を確保し発注しています。</li> <li>・偶然更新時期と新製品への更新時期が重なりました。</li> </ul>
5	<p>案件名：洲本市立由良保育所汚水配管等緊急修繕工事</p> <p>随意契約 子ども子育て課発注</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約となった理由（緊急性の度合い）について、具体的に述べてください。</li> <li>・契約業者になった理由、決定方法（誰がどのように決定したか）について、述べてください。</li> <li>・契約日より過去3事業年度で同課の随意契約で、当案件の契約業者が契約先となった事案の有無（有った場合はその件数）について述べてください。</li> <li>・当業者へ契約が偏っていませんか。契約が当業者に偏っている認識はありますか。</li> <li>・3者見積の事務の流れを教えてください。</li> <li>・過去3年間で、他案件の3者見積で当業者以外が最安値を提示したケースはありますか。</li> <li>・3者見積は、この地区、周辺の域内の業者から徴取していますか。</li> <li>・修繕業者により勾配不良が判明というのですが、この業者はどこの業者ですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ等が汚水配管に詰まり、2歳児クラスのトイレの水があふれました。詰まりの原因を取り除き復旧していたが、その後再度トイレの水があふれたため調査を行ったところ、汚水配管の勾配不良（地盤沈下が原因と想定される逆勾配）が判明しました。衛生的な保育環境を確保するため配管の緊急修繕工事を行いました。</li> <li>・詰まりの除去や原因調査を行った業者であり、これまでも当施設の給排水設備の修繕実績があり状況に精通し迅速に対応できることから当業者を選定し、課内（課長、係長）で協議し決定しました。</li> <li>・ご質問の事案については、3件あります。令和6年に1件（緊急対応）、令和5年に1件（3者見積合わせ）、令和4年に1件（3者見積合わせ）です。</li> <li>・当課では保育施設と児童クラブを管理していますが、修繕業者については施設建築時の施工業者であったり近隣の修繕業者に依頼しており、1者に偏って契約はしておりません。令和6年の随意契約（緊急対応）については、過去に同施設の設備改修工事を入札により落札した業者であり、設備状況に精通しているからです。</li> <li>・3者から見積もりを徴取し、最安値を提示した業者と契約しております。</li> <li>・他案件では、他業者が最安値を提示し契約しております。</li> <li>・旧洲本地域の業者から徴取しています。</li> <li>・当案件の契約業者です。</li> </ul>

No.	質問・意見	回答
	<p>・ 詳細な随意契約理由書は公表しているのですか。この理由書を見れば市民の方も理解しやすいと思います。</p> <p>・ 当案件については緊急対応案件ということがよくわかりました。随意契約理由書が窓口で閲覧可能ということをホームページにも提示していただけたらと思います。</p>	<p>・ 契約金額400万円以上の案件について洲本市ホームページにて一覧表を掲載しております。随意契約理由書については、当市財政課窓口にて閲覧可能となっております。</p>
6	<p>案件名：市民交流センタープール天井空調吹出口等修繕工事</p> <p>随意契約 生涯学習課発注</p> <p>・ 随意契約となった理由（緊急性の度合い）について、具体的に述べてください。</p> <p>・ 契約業者になった理由、決定方法（誰がどのように決定したか）について、述べてください。</p> <p>・ 契約日より過去3事業年度で同課の随意契約で、当案件の契約業者が契約先となった事案の有無（有った場合はその件数）について述べてください。</p> <p>・ 契約金額について、見積、交渉経過等の内容を教えてください。</p> <p>・ 令和4年の契約内容を教えてください。</p> <p>・ 施設が古くなれば修繕も多くなると思いますが、修繕計画等はありますか。</p> <p>・ 当案件について特に恣意性は認められないため問題ないと判断します。</p>	<p>・ プール天井の空調吹出口部のパネル止め金具の腐食により、パネルの一部が外れ落下した箇所がありその他の吹出口についても同様の危険性があるため、プール利用者の安全安心を確保するため緊急修繕工事を行いました。</p> <p>・ 当業者については、平素より市民交流センターの維持修繕を行っており、当施設設備についても精通しており、迅速かつ的確な業務を履行することが可能であるため課内（課長、課長補佐、係長）にて協議のうえ選定しました。</p> <p>・ ご質問の事案については、令和4年に1件（3者見積合せ）あります。</p> <p>・ 緊急に修繕が必要ということで修繕実績のある当業者から概算見積もりを徴取しました。その後、他2者からも徴取し、最終的に最安値を提示した当業者と契約しました。</p> <p>・ 文化体育館出入口の修繕工事で3者見積合せを行い、最安値の見積書を提示した当業者と契約しました。</p> <p>・ 当プールについては大規模改修に向けて設計手続きを進めている状況です。市民交流センターについては、使用している施設については隨時修繕を行い施設の維持に努めますが、老朽化により将来的には閉館も考えております。</p>